

魚津市告示第73号

魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱（平成17年魚津市告示第90号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条－第4条 (略)</p> <p>(補助金の交付額等)</p> <p>第5条 木造住宅耐震改修のための計画策定1件当たりの補助金の額は、計画策定に要する費用の3分の2とし、20万円を超えない額とする。</p> <p>2 木造住宅耐震改修の一戸当たりの補助金の額は、耐震改修、部分耐震改修又は段階的耐震改修に要する費用の5分の4とし、120万円を超えない額とする。また、段階的耐震改修を終えた後に耐震改修を実施する場合には、すでに交付を受けた補助金の額を差し引くものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が課税事業者である場合、補助対象経費には、仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。)を含めないこととする。</u></p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 申請者は、木造住宅耐震改修工事に係る契約を締結する前に、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、木造住宅耐震改修のための計画策定又は工事に着手する前までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)－(7) (略)</p> <p>第7条－第11条 (略)</p> <p>様式第1号(第6条関係) 【別記】</p> <p>様式第2号－様式第10号 (略)</p>	<p>第1条－第4条 (略)</p> <p>(補助金の交付額等)</p> <p>第5条 木造住宅耐震改修のための計画策定1件当たりの補助金の額は、計画策定に要する費用<u>(消費税及び地方消費税相当額を除く。)</u>の3分の2とし、20万円を超えない額とする。</p> <p>2 木造住宅耐震改修の一戸当たりの補助金の額は、耐震改修、部分耐震改修又は段階的耐震改修に要する費用<u>(消費税及び地方消費税相当額を除く。)</u>の5分の4とし、120万円を超えない額とする。また、段階的耐震改修を終えた後に耐震改修を実施する場合には、すでに交付を受けた補助金の額を差し引くものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 <u>補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)</u>は、木造住宅耐震改修工事に係る契約を締結する前に、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、木造住宅耐震改修のための計画策定又は工事に着手する前までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)－(7) (略)</p> <p>第7条－第11条 (略)</p> <p>様式第1号(第6条関係) 【別記】</p> <p>様式第2号－様式第10号 (略)</p>

【別記】

改正後

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所
氏名
電話
E-mail

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書

年度において、魚津市木造住宅耐震改修支援事業を実施したいので、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金 円を交付されるよう魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額	金	円
内訳	計画策定費	円
	木造住宅耐震改修工事費	円

関係書類

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 収支予算書（様式第3号）
- 3 改修工事前の一般診断法表等
- 4 改修工事後の一般診断法表等（予定）
- 5 木造住宅耐震改修のための計画策定費又は工事費の見積書
- 6 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したことが確認できる書類の写し

【別記】

改正前

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所
氏名

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書

年度において、魚津市木造住宅耐震改修支援事業を実施したいので、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金 円を交付されるよう魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額	金	円
内訳	計画策定費	円
	木造住宅耐震改修工事費	円

関係書類

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 収支予算書（様式第3号）
- 3 改修工事前の一般診断法表等
- 4 改修工事後の一般診断法表等（予定）
- 5 木造住宅耐震改修のための計画策定費又は工事費の見積書
- 6 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したことが確認できる書面の写し

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。